

平成29年第3回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成29年3月2日(木) 13時29分から15時11分

2. 開催場所 香美市立保健福祉センター香北 2階大ホール

3. 出席委員 (18名)

会長	19番	原 心一					
会長職務代理	3番	公文 久郎	5番	森安 正			
委員	1番	三谷 富重	2番	大岸 高晴	4番	三木 克司	
	6番	水田 義郎	7番	上島 陽子	8番	岡田 修一	
	9番	村田 正博	10番	宗石 和彦	11番	横山 実男	
	13番	堤 昭雄	14番	西村 広幸	15番	小松 和啓	
	16番	門脇 節夫	17番	山崎 彰	18番	小松 源一	

4. 欠席委員 (1名) 12番 西岡 久

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
	第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
	第4号	非農地証明願いについて
	第5号	農地法第18条第6項解約通知報告について
	第6号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
	第7号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
	第8号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務次長	西村 安史
農地主幹	井上 和佳
農地主幹	山中 詩麻
農地係長	伊井 英智

7. 会議の概要

開 会 (13時29分)

議 長

ええ、すみません、定刻にまだちょっと早いですけれども、予定の皆さん方が全員揃いましたのでただ今より本日の会を進めたいと思います。いよいよ3月という事ですね、皆さん方には大変お忙しいとは思いますが、梅の花も満開を過ぎるような時期になってですね、となり寒かった冬も春めいてきました。それぞれ皆さん方にはお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。本日、29年の3回の会議を進めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今より議題に入っていきたいと思いますが、本日の議事録の署名人は、森安 正さん、そして水田 義郎さんをお願いいたしますので、よろしくお願いをいたします。

なお、本日、欠席の届けが出ておりますのは、西岡委員から欠席の届けが出ております。ご報告をしておきます。

ええ、それでは、議案に沿いまして、順次議題を進めて参りたいと思っております。

で、よろしくお願いをいたします。

ええ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いをいたします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

1番、譲渡人、
譲受人、
申請地は土佐山田町京田字東811番、地目は田、面積は385㎡、譲受人の耕作面積は34,472㎡、譲渡理由は労力不足、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は1、10a当り1,074,734円で総額413,772円です。

2番、譲渡人、
譲受人、
申請地は土佐山田町杉田字田ノ尻194番1、地目は田、面積は238㎡、譲受人の耕作面積は17,530.22㎡、譲渡理由は高齢化、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は2、10a当り1,680,672円で総額400,000円です。

3番、譲渡人、
譲受人、
申請地は土佐山田町杉田字田ノ尻195番、地目は田、面積は321㎡、譲受人の耕作面積は17,530.22㎡、譲渡理由は高齢化、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は3、10a当り498,442円で総額160,000円です。

4番、譲渡人、
譲受人、
申請地は土佐山田町山田字揚土2107番、地目は田、面積は740㎡、外1筆計2筆で合計1,737㎡、譲受人の耕作面積は3,212㎡、譲渡理由は親族への贈与、譲受理由は親族より受贈、権利の種類は所有権移転贈与、資料は4です。

5番、譲渡人、
譲受人、
申請地は土佐山田町山田字久保屋敷1841番、地目は畑、面積は647㎡、外3筆計4筆で合計1,435㎡、譲受人の耕作面積は5,490㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は5、10a当たり2,229,965円で総額3,200,000円です。

6番、譲渡人、
譲受人、
申請地は香北町永野字壹里塚大道下318番1、地目は畑、面積は112㎡、譲受人の耕作面積は3,616㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転売買、資料は6、10a当たり200,000円で総額22,400円です。

7番、譲渡人、
譲受人、
申請地は香北町西川字上ミ久保川乙224番2、地目は田、面積は785㎡、外1筆計2筆で合計1,619㎡、譲受人の耕作面積は6,983.16㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は7、10a当たり200,000円で総額323,800円です。

8番、譲渡人、
譲受人、
申請地は香北町太郎丸字宮ノ西357番1、地目は宅地、現況畑、面積は57.14㎡、譲受人の耕作面積は24,340.91㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転売買、資料は8、10a当り1,500,000円で総額85,710円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと思われま

議長

ちょっと事務局の方から、補足説明があります。

事務局 まず1番、[]さんが譲受人ですけど、この方、香美市では初めての農地の取得になります。現在、高知市と四万十町で農地を所有しております。そちらでは、柿を主に栽培して、みかんを今後作付けしていく予定です。今回、土佐山田町の農地を取得予定ですが、元々の譲渡人が近くの南国市も持ってあって、南国市の方の農地が多くて土佐山田は一筆だけということで、合わせて購入される予定のようです。

議長 ええと、説明が終わりましたので、ただ今より皆さん方より質疑を受けたいと思います。何かご質問ありませんかね。

委員(5番) はい。

議長 はい、森安さん。

委員(5番) 2ページの件ですが、8番、これ前回出ちよったわね。出ちよって、若干その問題があると、けど、調査書では、もうこれを見たら認めざるをえんけんど。それともう一つ聞きたいのは地目は宅地よね、宅地じゃったらそのまま登記する可能性はなかったでしょうか。現況の調査と言うか、税務課のほうでそういうことになってる。

議長 前は宅地で出ちよった。

委員(5番) 地目は宅地やき、現況は畑。こういう事は、これな反対な事はようあるろうけんど。例えば、宅地、自分らあが見たら宅地へ野菜植えてしちよってもでもお墓を宅地じゃきできるというか、現実はあるのよ。ちょうど留守空けちよって、こりゃいかん、畑へ納骨堂しよると言うたら農業委員会、自分らあ関係無しに、直接、市のほうからどこの課かね。

事務局 環境上下水道課。

委員(5番) それの、指導を受けて、そのまま、宅地に、宅地じゃったけんどいう事で、そりよあかまんかまんいうことでお墓にしちよるのよ。ほんで、これも現況は畑の場合、農業委員会は把握しちよるが。税務課のほうから連絡が来る。

事務局 基本、農地台帳でですね、現況が畑になっておるのでですね、固定資産税の現況と連動しているところもあります。まあ、実際、現地も畑であれば農業委員会で畑と判断します。

議長 法務局はどうなっちょう。

事務局 法務局は宅地です。

議長 法務局で宅地やったら、うちへ出てくる必要性はないじゃない。一度、休憩にします。

—— 休 憩 ——

議長 会議を再開します。

推進委員(10番) これ、どう言うたらえいろ、石の問題は、山中さんの方へ[]も来て、来ちゅうと思います。どういう風にしたら農業委員会も、手続きいうか、手順というか、

手順もいかにいかにうて、こういう風にしたらどうぜというそういうがを、あれやってこれやったら、やってみいやという風ながを、そういう指導もしていいたらどうじゃろうかと、ただ、いかにいかに、あれもいかに、これもいかに言うよりは、自分も聞きましたけど、私にはイエス・ノーの判断はないから、農業委員をやりゆう小松さんと門脇さんにそういうアドバイスをしてはどうじゃおかという事は言いましたけどね。まあほんでできたらまあ、あの石は、今言うように書類を出して、いくならいくでどういう風にするか、そのあたりを自分もいまいち判断ようしませんでしたので、話をしてみてもは言いましたけど。できたら、どんな風にしたらいいか、その辺りも手順というかひとつ示してもらったら、また話もしやすいと思いますけど。それともう一つ、これをあんまりこう、あれをのけえ言うた場合には、前回の会の時も言いましたけど、ほんならあそこはどうじゃ、ここはどうじゃいう事が絶対出てきますき。そうやってきた時に、もうつつきようがないなる前に、なんとかそういう方針をちょっとつけてもらうのもどうかと思います。

議 長

あれから後ですね、何回前。

事 務 局

11月末、12回。

議 長

その時に、後、まあ、後、どういう風なやり方があった言うたらおかしいけど、何とか認めれるような判断でいかにいかにいう風な事ですね、私の聞いちゃうのには、一時転用であそこを転用さしてもらいたい、いうことで書類が出てきやせんかという判断をしました。それで1月にですね、出てきませんでしたので、まあ、そういう手続きをふみゆうかなあという思いはしてました。ただ、今回出てきたから、そういう風に一時転用なり何なり、他のどういふか、他の所が買えるようにあそこを転用とか何とかなの形でですね、書類が出てくるかなあという思いがしてました。ただ、あの石も早急に全部撤去をしてですね、どっかへ持って行くとか、持って行けとかそんな話はしてません。ただ、たまたま使う所があって、ちょっと石が減ってます。ほんでまあ、これがですね、順調にあれを全部使ってこれから何ヶ月の間にあれを撤去するとかいう風な、■■■■さんからですね、書類なり何なりが出てくればそれを検討させてもらって、今日、認めるか認めんかという判断にしたいという風に私は思っていましたけれども、そういう書類が出てきてないので、まあ前回と同じかたちですね、前回、保留にしたものを今回、同じかたちで認めるというのは如何なものかなあという思いがします。まあ、それは、私の意見ですので、皆さん方が決定をすることですので、まあ、皆さんに判断をいただきたいという事です。

委員(16番)

はい。

議 長

はい、門脇君。

委員(16番)

■■■■君の言葉を代弁するかたちになりますが、その石を置いている所とは別に、まあ一つお願いできんろうかという話をしてたんです。あの、一時転用で周囲の同意書をもらってくれるのかという話は承っちゃう。そういう事はやるつもりで、現在おる。ただ、その周囲がすぐに判が取れん状態もあるので、誰が相続をしているかいうところで、もし孫さんが相続している場合はなかなか周囲の判が取れん場合も出てくるということで、別にやってくれんろうかという話です。本人は一時転用はするつもりでおるといふ話です。

議 長

相続をされてないので、誰が持っちゃうか分からんという風な事も分かります。じゃったら、実はここでこういう人が持っておってですね、持ち主の名前は分かっちゃうけど、その人の後、どの人が相続をする権利者が分からないという風

な事が、この土地この土地この土地についてはこうなっちゃうと、もらえる所はもらいますよという風な事の、どう言うたらいい、ただ口約束じゃあどうもいかんきよね、ちゃんと書類で出して欲しい。一時転用する意思があるなら、一時転用の書類を出して欲しいと、そういう事です。それが出てこずつにですね、ただ今日、前回保留をしちゅうものを同じようなかたちで出てきて、それを認めるかえっていうところが、私はちょっと問題がありやせんだろうかと思えます。

委員(16番)

まあ、ほんなら、本人がやるという言葉ではいかんということ。

議 長

いや、言葉ではそらちょっと無理やない。やっぱり書類が出てきてせんと。

委員(16番)

そういう事、周囲の判子がもらえん理由がつければいい。

議 長

そうそう、理由も理由なりによね、この人はどこそこに行っておらんとか、それで周辺を見た場合に、この人の持ちちゅう農地に対してはそれほど影響は出てこんだろうというのは農業委員さんの、地元の委員さんが判断をしてよね、この人には絶対もろうてもらえ、この人はもらえんやったらもうこりゃあ致し方ないねとかいう判断は委員さんにしてもらわないかん。全部、ぱっちりよね、書類を集めて来いとか、取れんもんについては、あの、どういうたらいい、あの場所に行つて、書類をもらわないかん人の判断、同意をもらわないかん人、それから山の高さ、そして北側には国道ですきね、そんなに多くの人にはもらう必要はないと思うで。

委員(16番)

その、今、会長が言いよう事は本人は理解してないと思う。全部取らないかんとう判断の元におけるわけで、今言ったようなかたちでは・・・。

議 長

全部とは、どの範囲の事を本人は思うちゅうろうね、私らあ南側については必要ないと思うけどね。

委員(16番)

それはないろ、それは、周囲全部になつてくるろ。

議 長

全部になつてきてもよ、けど、仮にあそこに家を建てる場合によ、香北で色々あつたきよ、4メートルの道があつてもよね、同意をもらうてくれというような事を最近言いよう訳よ。あの、高知市になんかにおいても4メートルの道があつたら、同意は必要ないという判断をしています。私もこの間、高知市で出てきたんで質問をしました。高知市においては4メートルの幅員がある道路があれば、同意は必要ないとしちゅうと。香北なんかも昔はそうやつたがよね。けんどほら、今度の場合に、かなり距離が離れちゅう人でも苦情がでてきた訳よ。また、文書で回答せよという事で、農業委員会にも再三、質問文書が来ました。私も、自分自身事務局にこれを文書で何か回答書を書けとか、そんな事、よう言つてません。前の会長でしたけれども、話し合いじゃつたら話しをしましよと、私も自分が文書書いたりして、回答はようしませんのでと言うた事で。まあ、呼びつけられてですね、事務局長と一緒に一緒に行つてお話はしました。ただ、その時も強引に色々色々難しいというか反対をするような言葉は出てきませんでしたよ。けれどもまあ、理解は得られたか得られてないかは知りませんが。まあ農業委員会から来た書類に対してうちが許可を出したことについて、何か問題があつてどうしてもその許可をしたらいかんのに許可をしちゅうじゃないかという風な事はありませんので。県の農業会議の方、県の許可を出す機関もですね、直接現場へ見に来て、許可を出してますんで、それは別に問題ないと思うけれども、まあ、今度の場合についても、そういう問題があつてですね、農地を買う時には自分の農地については、きれいに管理をし耕作をしよらないかんというところを言ひよるがです。で、一時転用するのに、周辺で同意をもらわないかんという事はあるも

のは、もらわないかん所はあるろうけど、全部が全部ぐると全部をもらえとか、そんな事は言う訳じゃないです。あの、国道の北側で同意をもらえとか、その必要性はないと思うけどね。まあ、そら、私はそう思うけど、皆さんがそれはいかん、もろうてもらわないかんと言やあまた別ですけど。

委員 (5 番) 私が心配しよるのは、前回、売買あった時に、農業委員が気がつかざって、自分らあの落ち度、手落ちかもしれんけど、けど今回はそういう農地を目的外に利用しようと、それを全部どけえどうこうじゃない。前に認めたじゃないか、今回認めんと言われるのは、農業委員としては自分、責任感じる。分かった以上、農地法に準じた事をするべき。ほんで、会長が言うように一時転用する手続きを取って、それでできざって全員からもらえざったら、一つ何とかっていうことになったら私は賛成したいと思います。まあ、今の状態で前やったきという事で、前、認めちようき、今回認めんいうことあるかえ、悪うとってで、もう一回農業委員会へ出して検討せえっていう事で出しちよったというのは不安なんです。

推進委員 (10 番) すみません、前やっちゅうき、このまま通せいうがはこれ言うてきたがですか、そういう事を。今の話によると。

事務局 それは何もないです、そういう話はないです。

推進委員 (10 番) 言うてないでしょ。

事務局 言うてないです。

推進委員 (10 番) 今までの話じゃったら、前通しちゅうき、そのまま通せっていう事、言うてきましたか、そういう話を本人が。

事務局 事務局には言うてないです。

推進委員 (10 番) 私もそういう話は聞いてないがですけど。前、これ一回目通しちゅうき、二回目出したらそのまま通るじゃいう話、どっからきました。

委員 (5 番) まあ、言うたら自分の言い過ぎと思うけん、お断りを言うけん、そしたら、前の話はさておき、今回、この間の委員会で、断った件は、それを一時転用でもしてやったら認めれるという返事はしちよらあね。

議長 ここではしました。

推進委員 (10 番) 一時転用、その一時転用する時に、あっこはもう何年かしたらあの土地が非農地になる言いましたわね。

議長 非農地という事、それはいかん、もう。もうあと二年経ったら、まあいうたら非農地にできるということを使うちゅうかもしれんけれども、十五年間平穩無事という事がありますので、十三年目でそれが議題になってよね、あそこはいかんじゃないか、あんな転用したらいかんじゃないかっていうたら、それでゼロに戻りますので、これから先十五年、そういう判断をさせてもらいます。ほんで、平穩無事ということがひとつの、まあたわれちゅうので、まあ今までに非農地にして隣地の人からよね、まあ周辺から誰からも十五年間ずっと何にも指摘がなかった、あの土地については、どう言うたらええ、転用されて家も建ちちゅうけん、おまん農地に家建てちゅうきいかんじゃないかよ、農業委員会へわし届ける、いうか、あれ違反じゃきという事で農業委員会へ言うちよきね、とかいう風な事になって、農業委員会が聞き取った場合には、それはやっぱりそこから十

五年という事になりますので、そんな判断をお願いしたい。十三年経ったとき、もう二年何とかしよったら非農地になれるよという思いについては、この問題がなくて十五年経ちよたら、そら、いた仕方ないかもしれんません、非農地になるかもしれんません。まあ、そういう判断です。

推進委員
(10番)

山中さん、そしたら、これ■■■■を呼んでよ、電話でもしてよ、その一時転用をするか、したらこうなって、という話よ。

事務局

それはですね、説明させていただいてます、一回きれいに。で、一時転用のための、除外申請書の一式をお渡しして、一時転用ですので、認められてから原則三年で、石も土も撤去すると、三年間の執行猶予が一時転用の中身ですよって、そこまで説明して。二月の委員会の後にですね、来られてて、どうしたろう思うたら、今度あの同意書ですよ、隣地の同意書もらうのにご機嫌が悪くて、まあ跡継ぎの土地の人がですね、この人は東京の人じゃと、こんなのに僕が手紙送って書いてくれんかもしれんのに、こんな同意書つけにやいかんのやったら、まあご存知の方はご存知、北側の写真屋さんですよ、あそこの建てる時は同意書も一切つけんと、そんなものを農業委員会認めちゅうのに何で僕がこの一筆において同意書をそんな苦勞してもらわにやいかん言うて、すごい怒られました、私。

推進委員
(10番)
事務局

今の話によると、ここの許可取れんかったら、そういう話もできらあね。

いや、その時も話しました、その後の流れで。まあ、ほんで、どうしても東京の方から書いてくれない、もしくは連絡が取れない、今の相続権利者が分からない、まあ、戸籍を調べるのは個人の方限度があるので。で、もう行方不明、誰も跡継ぎが分かりませんやったら、何か問題が起こった場合は■■■■さんが、ご自分が全部対応しますと一筆書いて申請書に付けられて出す申請書もありますよ言うたら、また、その、なんで僕がそんな面倒臭い事せにやいかんと、そこでちょっとまた別方向で怒られましてね。ほんで、私も色んなこんな風にされたらどうですか、こういうの出されたらどうですか、最終的には委員会が判断しますって言うんですけど、なんで自分がそこまでせにやいかんって言う。逆切れって言うか怒られて、そこで話が止まってしまったんです。で、今日、別件で農政班の大倉君に、これ書類渡してって、今日はご機嫌だったんですけど。私には一切、一時転用、出すも出さんの話もなく帰られました。で、やり方は、同意があったら石置ける所の一時転用の申請書出して、認められるか、あと今止まっている3条が通るのか通らないのかは、■■■■さんはご存知と思うんです。で、そのやり方が、ちょっと気に入くないというか、ご自分の中であるみたいで、ちょっと同意書もひよっと今まだ連絡取ってもらおうようにしゅうかもしれないんですけど、どうなったかがまだ分かりません。写真屋さんの時はなんで通した、お前らはって言われたので、その場合、どうしても取れない場合は、何か問題があった時は自分が全て対応しますという一文をつけて、皆さんそうされてますと。それで申請をして、通る、通らんは最終的には委員会の決断、県の農業委員会の決定ですって私は全部説明しています。

推進委員
(10番)
事務局

写真屋の件は部落で話をしちゅうけんかね。

まあ、それは武内さんもお存知でしょうけど、事ある毎にあれがもどってくるんですよ。

推進委員
(10番)

それは、私に言うけど、それはもうしょうがない。今度は自分が家を建てたいのだから、こういう風になってまで建ったということ、根本的に持っていかないかね、そっちへ。ほんなら、根本的に石がいかにと言うがやき、石の置き場をどうするかという事を考えて、こういう風にしたらいいという方向を導いて

いかないかんね。じゃ、ないろうかと思うけど、いきません言うたら、もう家を建てるにかわらんし、もういかんいかん言うて放るかどっちかよね。

事務局

まあただ、ここは私の推測なんですけど、■■■さんの中では、御自分が責めてる写真屋さんの同意書がないのと同じやり方で通るのが気に入らんのではないのでしょうかね、ご自分があれば、あんな事認めていくかって言いよったやり方もやれますよって言うてるんですけど、その手は使いたくないみたいなそんな感情があるんじゃないかと。

議長

武内さん、すみません、私がさっき言うたのは、山中さんもこうやってよね、色々、■■■君に一時転用なり何なりの書類を出してもらいたいという思いがあつてですね、伝えちゅうと。私はこれが出てくる前にですね、一時転用なり何なりが■■■君の方から出てくるもんなりという判断をしてました。ところが、それが出ずにですね、また同じように、保留にされた案件がそのまま出てきたようなたちですので、これはどうかなあという思いはしてます。で、なんかやっぱりね、一つの踏ん切りというか、一時転用して書類を出してもろうて、あそこを一時転用さしてもろうちゅうとそういう事で、農業委員会が認めて他の農地を取得する事について、■■■君には許可を出そうという思いがしてますので。

推進委員

(10番)

委員(5番)

はい、分かりました。それはそれで話をしてみたいと思います。

それともう一つ。この土地を■■■君がもしこれを改めて家を建てると、この土地を利用して、そういう事じゃったら、ある程度考えちゃりもせにやいかんろうと思うけど。

議長

農地で買うたら三年三作、そうなってきたら三年間は農地から外せんなるわけよ。

委員(5番)

その、特別な事情という考えで。前にもうちょっと奥段で災害において圃場整備した田んぼに家を建てた。特別な事情でね、そういう事ありゃあ可能な思うて、ひとつは思うけど。

委員(5番)

色々言い分もあろうと思う、優秀な人じゃき。けど、前回同様で出してきちゃったら、しょう、難しいね。それと、三年間の内に石を全部除けるつもりするのも大変と思うけど、やっぱり農地法に従う以上はもう農業委員としては責任持たないかん、そのためには前は気がつかざったけど、今回もこうやってきちゃったら厳しいと思う。そんで、山中さんが説明したような感じをもう一回言うて、なかなか聞かんかもしれんけど、今回も認めにくいと思う。

議長

認めにくいと思う。私も。

推進委員

(10番)

委員(16番)

今回はこの事は無理じゃと思います。認めてというのは。

手続きするように周囲の許可、判をもらうということが一番ネックになっちゅうろうと思うので、それを近所でもらえるところを。

議長

その東京の人というのは、どの土地の事を言いゆうが。

委員(16番)

そりゃ南じゃろ。西か南か三つしかない。

議長

そうよ、私もね三つしかないやったらよね、こうこうこうこうでもらえん理由分かるやんか、けんど何人もあつてよ、どっさりの人がおつてよね、もらえん人

がたくさんおるような話を皆言うきよ。三つなら三つに絞ったらよね、どうしていかんか、どうしていかんかっていうのは分からんかよ。

一度、休憩にします。

—— 休 憩 ——

議 長

会議を再開します。

ええと、他の案件で何か皆さん方ご質問があれば。

まあ1番の案件についてもですね、私も議案書もらった時から、高知市の中久万いうことでこの人の事も気にしてましたけど、写真の資料1番の写真の上、地図のところに南国市ちょっと左の方が南国市になってますが、そこでも耕作しゅう。

事 務 局

農地を取得する予定です。今回と同じように3月の南国市の農業委員会に3条の申請があがっています。

議 長

そういうことで、まあ京田で一筆ですけれども、周辺で南国市の近くでまだ他にも農地取得して、主にミカン、山田では葉にんにく。

事 務 局

そうです、最初ミカンと言っていましたが、ちょっと葉にんにくに変える。

議 長

ええと、5番の■■■さんという人が買われるのは、私の家の近くなんですけど、もうすでに、過去に買ってます。写真の資料の5-1の地図で二筆買うようになってますが、左側の地図の前、矢印の所が■■■さんのお家です。その右側に矢印がありますが、その土地の一部いうたらおかしいですけど、右の方をですね、ちょっと売主の方が息子さんに家を建てたいので、何㎡かね、100坪いうたかね、何か残して売っちゅうがでね。

委員(14番)

田んぼの右を残して売っちゅう。

議 長

ほんで、今度買われるのが赤く枠で囲んじゅう所です。ほんで左側については②の方については周辺の人が野菜なんかを作って管理をしていますが、右側の①の方についてはですね、現在、耕作放棄地みたいなかたちになってます。これからは■■■さんがきちっと管理をしてですね、どうするろうね、ゆずを植えたい希望はあると思うんですけど、ゆずを植えられるかどうかは分かりませんが、■■■さんが管理をされます。

ええと、他にありませんか。

—— 質 疑 な し ——

議 長

なければですね、議案についての番号8番、■■■■君の分。この件についてはどういう事に、保留という事でまた。

委員(3番)

前回、保留にしてからですね、今回議案に出てくる間の何か変わったところがあります。と言うのはよね、前回保留にして、今回採決する事にしたらよね、私としては変わったところ何もないものを、前回保留にしちゅうのに、今回採決をする事については、賛成も反対もちょっとつかんところがある。これを1から8まで全てを採決ということになったら、他のものについては異議はありませんが、8についての賛否はどうしても自分としてはできませんので、という事は反対するという事、棄権するという事になれば全体の事にもなりますので、その辺をもう1回整理してもらいたいと思います。

委員(16番) はい、構いません。

議長 はい、門脇君。

委員(16番) この議案については本人から色々話がありまして、私としては■■■■君の言葉を委員会に話してみます、ということで事務局の方をお願いをしてあげるようをお願いをしました。でまあ、本人は一時転用にするんだという言葉でそれはやるのだ、急いでやりたいので少し検討してくれんかという話で議案を議案書に。会長さんに詳しい事は説明はしておりません。事務局に、ごうごうごうという本人の意向ですということで載せてもらいました。そういうことです。

議長 門脇君ね、まあ、けんどほら、口約束で説明をしちゅうと言われても、■■■■君には事務局から色々説明しちゅうがよ、書類出しなさいと、書類まで渡してね。出し方についての説明も色々してね。けれども、そこへ出てきてなくてよね、今日、門脇君が説明をするからと言われても、それはちょっとどうかなど。

委員(16番) まあ、説明というか意向を話すという事です。説明という事ではありません。本人の意向を委員会で話すのでという事です。

議長 いや、本人の意向も私らあはあんまり詳しくは分かりません。ただ、書類もちゃんと渡して、事務局が説明をしてるので、本人から、私は一時転用なり何なりの他のかたちであるか、どんなかたちであるかは分かりませんが、書類がちゃんと出てきてですね、それを審議させてもらって、再度保留にしてあったもんが出てきゅちゅうがですよ。そこでどういう風にするかは、今日の会で検討したいと思ってましたけれども、何も出てきてないかたちで、前回保留にしたものがそのまま同じかたちでそのまま出てきててもですね、それは認めるわけにはいかんじゃないかなあ、いう風には思います。で、まあ、ほんなら言われたように、8番についてはですね、別途にせんと色々意見でますんで、別途にせないかんと思います。ただ、保留にしたもの、また保留かということになると、それも如何なものかなと思うんで、まあ否決なら否決、可決なら可決にして、再度出してくる事については何ら問題ないろうけんよね、そういう風なかたちを取りたいという風に思っています。そういう進め方でよければ、そういう進め方にさせてもらいたい。他に何か皆さんからご意見があればですね、出していただいてまた検討をお願いしたい。

委員(5番) ほんで、7番までを協議、採決取って、8番はまた皆に。

議長 はい、分かりました。

ええと、それでは議案第1号につきまして、番号の1番から7番につきまして、採決を採りたいと思いますが、異議ございませんかね。

—— 異 疑 な し ——

議長 それでは、1番から7番につきまして、賛成の方の挙手をお願いをいたします。

—— 全 員 挙 手 ——

議長 全員賛成です。ありがとうございました。

8番につきまして、皆さん方から他にご意見があれば聞きたいと思いますが、何かありませんか。

—— 質 疑 な し ——

議長 格段なければ、採決入って構いませんか。そういう事で8番についてはですね別途にということで、採決に入りたいと思いますが、この件につきましては色々ご意見も出ましたが、私としては、このまま賛成という風なかたちで、可決するわけには如何なものかと思えます。皆さん方の賛同をいただいでですね、進めていかないかと思えますので、まあ、8番につきまして賛成の方の挙手をお願いをしたいと思えますが。

—— 挙手なし ——

議長 賛成なし、ということでいいですかね。そういう採決の仕方になりましたが、構いませんか。否決、不許可という事にさせていただきます。香北の事務局さん、大変とは思いますが、また今後の事をお願いします。
続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明をお願いします。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。
1番、申請者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は土佐山田町西後入字ケイトク657番10、地目は田、面積は56㎡、転用目的は駐車場、五輪塔、建築延面積は2.18㎡、区域区分はその他、開発行為は不要。資料は9、調査員は水田委員です。
なお、この土地は市道沿いではあるが、森林に近く、周囲には生産性の低い、小集団の農地であることから、第2種農地と判断されます。以上です。

議長 はい、すみません、調査員の水田さん、補足説明をお願いします。

委員(6番) 資料の9、現在、納骨堂ができておりますが、その横に駐車場と五輪塔を建設をしたいということです。関係者の人には皆に許可をもらっていますので、心配はないかと思えますけど。

議長 はい、分かりました。この件につきまして、議案2号について質疑を行いたいと思えますので、皆さんご質問のある方はお願いをします。
この墓はXXXXXXXXXX家の墓。駐車場になっちゅう、今度するという所の土地は雑種地みたいな土地、何も作ってないが、これ。

委員(6番) XXXXXXXXXX家の墓です。田んぼですけどね、きれいに全然荒らしてもないしね整備しています。

議長 ええと、すみません、何かご質問ありませんかね。

—— 質疑なし ——

議長 格段なければ、採決に入りたいと思いますが、異議ございませんか。

—— 異議なし ——

議長 はい、それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請ですが、賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 はい、全員賛成です。ありがとうございました。

ええ、続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

1番、譲渡人、
、
、譲受人、
、
、申請地は物部町大栃字庄司屋式2309番2、地目は畑、面積は485㎡、転用目的は木造平家建事務所、駐車場、権利の種類は所有権移転売買、建築延面積は33㎡、区域区分はその他、開発行為は不要です。資料は10、調査員は山崎委員です。

なおこの土地は、集落内に位置する小規模農地集団内の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。以上です。

議長

ええと、山崎委員さん補足をお願いします。

委員(17番)

10-1の写真を見てもらったら分かりますが、ゆず畑でした。今年の1月まではゆず畑でしたが、今現在10-2のようにきれいに整地されています。ええ、今までこの畑を借って作りよった方が、高齢のためによう作らんという事で、地主さんの方に返すという事でしたが、地主の方も農家でないし、家も潮見台の方へ住んでいるので、管理をようせんということで、隣の
が買うという事になりました。駐車場として使いますけど、一部事務所として、まあどれくらいの大きさか分からんけど、建てる予定だそうです。それについて、周りの同意はもらっています。

議長

ええと、説明が終わりましたので、ただ今より、皆さん方より質問を受けたいと思いますが、何かご質問はありませんでしょうか。

残ったゆず畑は誰が管理するがです。

委員(17番)

えっ、残ったゆず畑。

議長

この写真で上の方いうか、これも全部ゆず畑。

委員(17番)

あっ、これは別です。

議長

あっ別の人か。そうか、その人には同意いただいちゅう。

委員(17番)

もらってます。

議長

はい、分かりました。一筆かと思ってました。

ええと、格段、質問ありませんかね。

—— 質 疑 な し ——

議長

はい、質問ないようですので、議案第3号につきまして、採決をしたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

—— 異 議 な し ——

議長

はい、それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請ですが、賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です。ありがとうございました。
議案第4号、非農地証明願いについての説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号、非農地証明願いについて説明します。
1番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は香北町美良布字西清水1302番1、地目は畑、面積は221㎡、非農地化した理由は、50年程前から、造園業者に貸付けており苗木や盆栽を育てる為に使用。また平成12年に公衆用道路建設のため申請地を分筆後、造園・農業用の倉庫兼車庫を建て、現在に至る。調査員は小松 和啓委員で資料は11です。以上です。

議 長 はい、すみません、小松さん。

委員(15番) 貸付けた土地は造園業の方が管理されておまして、周りの同意も得ていますので、何ら問題ないと思います。

議 長 はい、ええ、以上補足説明まで終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。
周辺見てもあんまり被害がある、この③という所の土地はどうなっちゃうか分からん。

事 務 局 その点線の部分が申請地です、手前の畑は他の方の農地です。あと右側が市道です。写真がへたくそなのですみません、点線のところもずっと水路が通ってまして、まあ、地続きにはなっていないです。①の写真を見てもらったほうが、道路に暗渠の柵がずっと見えると思いますけど、それがずっと水路で、それがずっと線に沿って。

議 長 最終的には駐車場。

事 務 局 現状のまま。

議 長 今までに格段苦情もなければそのまま問題ないと思います。
ええと、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

—— 質 疑 な し ——

議 長 ええ、なければ、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

—— 異 議 な し ——

議 長 それでは、議案第4号、非農地証明願いについて賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、どうもありがとうございました。全員賛成です。
続きまして、議案第5号、農地法18条第6項解約通知報告についての説明をお願いします。

事 務 局 報告第5号、農地法第18条第6項解約通知報告について説明いたします。
1番、貸人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、借人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は土佐山田町戸板島字北599番、地目は田、

面積は8,249㎡の内8,170㎡、合意解約の成立日、解約日、引渡日ともに平成29年2月10日、解約理由は、本人耕作です。以上です。

議長 はい、以上説明が終わりましたが、この件につきましても皆さん方から質問があれば受けたいと思いますが、格段ありませんかね。

—— 質 疑 な し ——

議長 格段なければですね、この件につきましては報告案件ですので、報告のみとさせていただきます。続きまして、報告第6号、農地法第5条の届出報告についての説明をお願いします。

事務局 報告第6号、農地法第5条届出報告について説明します。
1番、譲渡人、
、
、申請地は土佐山田町宝町4丁目41番、地目は宅地、現況畑、面積は248.36㎡、転用目的は木造2階建住宅、権利の種類は所有権移転売買、建築延面積は134.17㎡、区域区分は市街化、開発行為は不要、資料は12で、調査員は事務局西村です。以上です。

議長 はい、以上説明が終わりましたので、この件につきましても報告案件ですが、皆さん方から質疑、質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。市街化区域内の農地で残っておった分を今度宅地にするということでもあります。

—— 質 疑 な し ——

議長 格段ないようですので報告のみとさせていただきますが、ご異議ございませんかね。

—— 異 議 な し ——

議長 はい、続きまして、諮問第7号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画についての説明をお願いします。

事務局 諮問第7号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について説明します。
1番、貸付人、
、
、借受人、
、
、申請地は土佐山田町下ノ村字中川原割864番地、地目は田、面積は1,273㎡の内1,230㎡、借受人の経営面積は16,920.73㎡、作物は水稻、権利区分は賃借権の再設定、期間は平成29年4月1日から平成39年3月31日の10年で、10a当りの借賃は16,260円で20,000円、資料は13です。

2番、貸付人、
、
、借受人、
、
、申請地は土佐山田町佐野字南ヲキタ713番、地目は畑、面積は337㎡、外8筆計9筆で合計6,722㎡、借受人の経営面積は12,037.30㎡、作物は水稻、野菜、権利区分は使用賃借権の再設定、期間は平成29年4月1日から平成39年3月31日の10年で、資料は14です。

3番、貸付人、
、
、借受人、
、
、申請地は土佐山田町山田字稻荷前2130番、地目は田、面積は864㎡の内852㎡、借受人の経営面積は199,988㎡、作物は生姜、権利区分は賃借権の再設定、期間は平成29年3月7日から平成34年3月6日の5年で、10a当り

の借賃は70,000円で59,640円、資料は15です。

4番、貸付人、

借受人、

申請地は土佐山田町山田字時子石2205番、地目は田、面積は505㎡、外2筆計3筆で合計2,071㎡、借受人の経営面積は199,988㎡、作物は生姜、権利区分は賃借権の設定、期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日の5年で、10a当りの借賃は49,251円で102,000円、資料は16です。

5番、貸付人、

借受人、

申請地は土佐山田町山田字時子石2188番、地目は田、面積は116㎡、外1筆計2筆で合計1,666㎡、借受人の経営面積は199,988㎡、作物は生姜、権利区分は賃借権の設定、期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日の5年で、10a当りの借賃は47,413円と50,000円で83,000円、資料は17です。

6番、貸付人、

借受人、

申請地は土佐山田町山田字スキカ内2047番、地目は田、面積は1,129㎡、借受人の経営面積は199,988㎡、作物は生姜、権利区分は賃借権の設定、期間は平成29年3月3日から平成34年3月2日の5年で、10a当りの借賃は57,573円で65,000円、資料は18です。

7番、貸付人、

借受人、

申請地は土佐山田町字三ツ又1046番3、地目は田、面積は2,191㎡、借受人の経営面積は0㎡、作物は青ねぎ、権利区分は賃借権の設定、期間は平成29年3月3日から平成34年3月2日の5年で、10a当りの借賃は9,128円で20,000円、資料は19です。

8番、貸付人、

借受人、申請地は香北町白川字フルワ732番、地目は原野、現況田、面積は1,290㎡、借受人の経営面積は11,305㎡、作物は水稲、権利区分は使用賃借権の再設定、期間は平成29年3月7日から平成32年3月6日の3年で、資料は20です。

9番、貸付人、

借受人、

申請地は香北町葦生野字田尻569番、地目は田、面積は1,093㎡、外3筆計4筆で合計4,709㎡、借受人の経営面積は25,380.61㎡、作物は水稲、権利区分は賃借権の設定、期間は平成29年3月8日から平成32年3月7日の3年で、10a当りの借賃は12,741円で60,000円で資料は21です。

10番、貸付人、

借受人、

申請地は香北町太郎丸字サデバ606番、地目は田、面積は1,269㎡の内1,238㎡、外5筆計6筆で合計2,815㎡、借受人の経営面積は24,340.91㎡、作物は水稲、やっこねぎ、権利区分は賃借権の再設定、期間は平成29年3月7日から平成32年3月6日の3年で、10a当りの借賃は12,000円と24,000円で52,704円、資料は22で、賃料につきましては1俵当たり12,000円に換算しています。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

はい、以上説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思います。皆さん方、何かご質問はありませんかね。

ええと、事務局より補足があります。

事務局 7番、借受人、XXXXXXXXXXさんは新規就農になります。41歳の方で、今回、西岡委員が世話をして、新規就農、貸付けになります。

議長 ええと、皆さん、他にありませんかね。

—— 質 疑 な し ——

議長 格段ないようですので、この件について採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

—— 異 議 な し ——

議長 はい、それでは、議案第7号、香美市農用地利用集積計画について諮問ですが、原案通り、賛成の方の挙手をお願いをいたします。

—— 全 員 挙 手 ——

議長 はい、全員賛成です。ありがとうございました。

議案第8号、その他の件につきまして、最後の端のページにですね、売りたい、貸したい、いう事で、土地が土佐山田町影山いうことで写真付きで出ております。あの片地の皆さん方においてはですね、是非とも地元の農地でありますので、お世話をいただいたらありがたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思えます。またあの事務局の方にはちゃんと台帳へ載せてますので、時々借りたい土地が必要な人は、事務局の方ですね一覧表の中からピックアップして見て帰って、借りられる人がおるといふ風に聞いてますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思えます。いくつかあってですね、耕作放棄地みたいになっちゅう所も見受けられますけれども、そうでなくて、きちっと管理をされておる所もあると思えます。ええと、ごめん、写真の23-5、同じ人がずっと作りゆうように見えるけど、これはこの人が一人の人が作りゆう。

事務局 所有者は別の人になります。

議長 けど、誰かが作ってくれようがよね。

事務局 ただ、農業委員会上の書類では出てきていません。

議長 ほんで、例えば生姜やったら一緒に作ってもらわんとよね、この人ぼったりここへ新たに人来て作るよりかは、写真のほうで上の人、下の人も作られよったら一緒に作ってもらいたいという思いがあります。すみません、ひとつ地元の人お願いをしたいと思えます。

ええと、事務局から他に何かその他の件で。

事務局 はい、今まで十数年分のあっせんの資料を整理して写真付きにして、来月、皆さんにお配りする予定です。よろしくお願いをいたします。

それと、すみません、1枚もので農地利用の最適化推進指針ということで、12月から訂正案を提案さしていただいております。推進委員さんの方から出てきた意見を元にですね、後ろのページついてないですけど、基本的な考え方というところで、ちょっと香美市に則した内容に訂正をさしていただいております。青字がそのようになっております。大枠は一緒なんですけど、ちょっと言葉を変えております。ラインはですね、法律の年月日を入れてもいいんですけどなくてもいいので削除しております。特に問題はありません。この内容でよければですね、今日の定例会で今年度の指針を決定していただきたいなと思えます。見直し

はですね毎年してもいいんですけど、基本的には任期に合わせて三年ごとに見直していくということになっています。

議 長

ちょっと検討してもらってご理解いただけたら、推進に関する指針、(案) がついてますので(案)を外して指針にしたいと思いますので、お願いしたいと思います。なお、黒でラインを引いちゅうところがありますが、そこは削除するということですのでご理解いただきたいと思います。

格段こういう事で構いませんかね。問題ないというふうに思います。すみませんが、そういう事で(案)を外してですね指針ということで進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

—— 事 務 連 絡 ——

議 長

次回は4月6日、香北で開催します。

閉会 (15時11分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議 長 原 心一 (原)

署 名 人 森 安 正 (森)

署 名 人 水 田 義 郎 (水)